

三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成19年3月

(平成28年3月改訂)

(平成30年3月改訂)

三 重 県

目 次

第1章 P C B廃棄物処理計画の目的及び基本的事項	1
1 経緯	1
2 計画の目的	2
3 基本的事項	3
(1) 計画期間	3
(2) 計画の対象	3
(3) 県内のP C B廃棄物における処分期間	3
(4) 計画の見直し	3
4 基本的な方向性	4
第2章 P C B廃棄物等の保管量、所有量及び処分量の見込み	5
1 P C B廃棄物の保管量及びP C B使用製品の所有量についての処分見込量	5
2 届出によるP C B廃棄物等の処分予定	7
第3章 P C B廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保	8
1 P C B廃棄物の処理体制及び施設整備	8
(1) 高濃度P C B廃棄物の処理体制及び施設整備	8
(2) 低濃度P C B廃棄物の処理体制及び施設整備	12
(3) 企業による自社処理体制及び整備	12
2 処理体制を確保するための方策	14
(1) 広域的な処理体制	14
(2) 安全かつ効率的な収集運搬体制等	14
(3) 収集運搬及び処分における緊急時の対応	14
第4章 P C B廃棄物の確実かつ適正な処理の推進	15
1 県の役割	15
(1) P C B廃棄物の実態把握	15
(2) P C B廃棄物の適正処理等の監視、指導	15
(3) P C B廃棄物の処理の推進	16
(4) 関係機関、関係事業者等との連携	17
(5) P C B廃棄物処理基金による処理の促進	17
(6) 県民、保管事業者等の理解を深めるための施策の実施	18
(7) P C B廃棄物の誤廃棄等防止のための取組	18
2 保管事業者及び所有事業者の役割	18
3 収集運搬者の役割	19
第5章 その他の事項	20
1 P C B使用部品を含む家電製品の処理	20
(参考) P C Bとは	21

第1章 PCB廃棄物処理計画の目的及び基本的事項

1 経緯

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定しており、電気絶縁性や不燃性が高いなどの特性を有していることから、変圧器（トランジスタ）及びコンデンサー等の電気機器の絶縁油、熱交換機器の熱媒体、感圧複写紙など幅広い分野に用いられ、昭和47（1972）年に製造が中止されるまでに、国内で約59,000トンが生産され、約54,000トンが使用されました。

PCBの毒性や残留性の問題は、昭和43（1968）年に食用油の製造過程で熱媒体として使用したPCBが食用油に混入し、約1万3千名もの被害患者を発生させたカネミ油症事件を契機に大きく取り上げられました。その後、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律が制定され、PCBの製造、輸入等は昭和49（1974）年6月から事実上禁止されることとなりました。

PCBを含む変圧器及びコンデンサー等のPCB廃棄物については、処理体制の整備が著しく停滞していたため、処分の目処が立たないまま、保管事業者は長期にわたる保管を余儀なくされ、保管の過程でPCB廃棄物の紛失、漏えいなど、環境への影響が懸念されており、早期に確実な処理を行うことが必要な状況となっています。

このため、国は、平成13（2001）年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）を制定し、PCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）に対して保管状況等の届出等を義務付けるとともに、平成28（2016）年7月までにPCB廃棄物（※定義についてはPCB特別措置法参照）を適切に処分しなければならないことを定めました。

また、PCB特別措置法に基づき国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）により、PCB廃棄物を処分する拠点的広域処理施設の整備が進められ、本県においては、東海4県（三重県、愛知県、岐阜県及び静岡県）を処理対象地域とした愛知県豊田市の日本環境安全事業株式会社豊田事業所（現、中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所）で処理が進められてきました。

これまでの取組により、PCB廃棄物の処理は大きく進んできましたが、事業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応や、PCB特別措置法施行後にPCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサー等から微量のPCBが検出されるものがあることが判明したこと等から、当初の処分期限である平成28（2016）年7月を平成39（2027）年3月までとするPCB特別措置法施行令の改正が平成24（2012）年12月に行われました。

これを受け、PCB特別措置法の期限内で可能な限り前倒ししたPCB廃棄物の処理完了を実現するため、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限がエリアごとに設け

られるなど基本計画の改訂が行われ、平成26(2014)年6月に環境大臣による告示がなされました。

国の基本計画の改訂等を受け、平成19(2007)年3月に策定した「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」について、県内のP C B廃棄物の処理を計画的に進めるために必要な改訂を平成28(2016)年3月に行いました。

しかしながら、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、計画的処理完了期限内に処理を達成することは決して容易ではないことから、国においては、P C B特別措置法の一部を改正し（平成28(2016)年法律第34号。平成28(2016)年8月1日施行）、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間（P C B特別措置法第10条第1項の規定に基づく、計画的処理完了期限の1年前の日。以下同じ。）を設定し、この処分期間内に高濃度P C B廃棄物及び高濃度P C B使用製品を自ら処分又は処分委託もしくは廃棄（P C B使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付け、あわせて都道府県知事による報告徴収及び立入検査の権限強化、高濃度P C B廃棄物の処分の代執行等を規定しました。

また、計画的処理完了期限内の一日前も早い処分完了に向けて、保管事業者や国、地方公共団体など関係者が一丸となってこの問題を解決するという認識の下、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的・計画的に推進するため、平成28(2016)年7月に処理基本計画の変更が閣議決定されました。

さらには、P C B特別措置法の改正と併せて、電気事業法（昭和39(1964)年法律第170号）に基づく経済産業省令（電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9(1997)年通商産業省令第52号））等の改正により、電気工作物に該当する高濃度P C B使用製品についても、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとされ、電気事業法の枠組みを最大限活用しながらP C B特別措置法と連携して規制を行うこととされました。

こうした状況を踏まえ、平成28(2016)年3月に改訂した「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の見直しを行い、県内のP C B廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、本処理計画を改訂します。

2 計画の目的

P C B特別措置法では、国は、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に進めるため、基本計画を策定し、都道府県及び政令市は、その基本計画に即したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定するものとされています。

本計画は、この規定に基づき策定された基本計画に即して、三重県（以下「県」という。）が県内のP C B廃棄物の処理の具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正な処理の推進を図ることを目的に策定するものです。

3 基本的事項

(1) 計画期間

この計画は、P C B特別措置法に基づくP C B廃棄物の処分期間の末である平成39(2027)年3月までを計画期間とします。

(2) 計画の対象

県内で保管されているP C B廃棄物及び県内で使用されているP C B使用製品(※)を対象とします。

※ P C B廃棄物は、P C B濃度により高濃度P C B廃棄物と低濃度P C B廃棄物に分類されます。高濃度P C B廃棄物はP C B濃度が0.5% (=5,000mg/kg)を超えるもので、低濃度P C B廃棄物はP C B濃度が0.5%以下のものとなります。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度P C B廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「J E S C O」という。)で処理を行います。低濃度P C B廃棄物については、環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行います。

P C B廃棄物とは、P C B原液、P C Bを含む油又はP C Bが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものです。

P C B使用製品とは、P C B原液、P C Bを含む油又はP C Bが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品をさします。

(3) 県内のP C B廃棄物における処分期間

県内のP C B廃棄物の処分期間については、表1-1のとおりです。

表1-1 県内のP C B廃棄物の処分期間

廃棄物の種類		処理施設	処分期間
高濃度 P C B 廃棄物	照明器具の安定器、 ウエス等汚染物	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (J E S C O北九州)	平成33(2021)年3 月31日まで
	変圧器、 コンデンサー等	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (J E S C O豊田)	平成34(2022)年3 月31日まで
低濃度 P C B 廃棄物	処分施設毎の認定、 又は許可内容による	無害化処理認定施設又は 都道府県知事等の許可施設	平成39(2027)年3 月31日まで

※計画的処理完了期限、特例処分期限日は処分期間の末日の1年後

(4) 計画の見直し

国の基本計画の変更やP C B廃棄物の処分見込量の変動など、本県のP C B廃棄物の処理に大きな変化があった場合は、必要に応じてこの計画の見直しを行うものとします。

4 基本的な方向性

- (1) 県内に所在するP C B廃棄物について、P C B特別措置法に基づく処分期間までに確実かつ適正に処理します。なお、P C Bを取り巻く社会情勢を考慮し、早い時期での処分完了を目指します。特に、高濃度P C B廃棄物については、J E S C Oの各P C B処理事業所の処分期間を勘案し、平成32(2020)年度末の処分率を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づき策定した三重県廃棄物処理計画（以下「廃棄物処理計画」という。）との整合を図り90%以上とすることを目標とします。
- (2) 県、国、保管事業者、所有事業者、P C B廃棄物の処理業者等の関係者は、それぞれの役割分担を果たし連携して、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図ります。
- (3) P C B廃棄物が確実に処理されるよう、未だ把握されていないP C B廃棄物等の掘り起こしを積極的に行うとともに、濃度不明の機器等について保管事業者に分析の実施を促します。
- (4) 使用中のP C B使用製品について、廃棄物化後に速やかに処理に向けた準備が進められるよう、これら製品の使用者に対して必要な情報提供を行います。

<高濃度P C B廃棄物（P C Bが使用された代表的な電気機器等）>



変圧器

変圧器内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比3:2）で満たされています。例えば、50kVAの機器には約115kgのPCBが入っています。



コンデンサー

コンデンサー内はPCBで満たされています。例えば100kVAの機器には約35kgのPCBが入っています。



安定器

コンデンサーを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具の安定器のコンデンサー内の巻紙のすき間に数十g程度のPCB油が含浸されているものがあります。

（環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル（P C B）使用製品及びP C B廃棄物の期限内処理に向けて」より抜粋）

第2章 PCB廃棄物等の保管量、所有量及び処分量の見込み

1 PCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の所有量についての処分見込量

PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く）の所有事業者は、PCB特別措置法に基づき、前年度に保管、所有及び処分したPCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く）の状況を次年度の6月30日までに県に届け出る必要があります。届出の対象となるものは、PCB、PCBを含む油及びPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったPCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く）です。

また、使用中の電気工作物にPCBが含まれていることが確認された場合は、電気事業法に基づき、遅滞なく管轄する経済産業省の産業保安監督部に届出を行う必要があります、使用中の高濃度PCB含有電気工作物については、毎年度末の状況を翌年度の6月30日までに管轄する産業保安監督部に届け出る必要があります。

なお、現在使用中のPCB使用製品も、PCB廃棄物の処分期間の末である平成39(2027)年3月までに（高濃度PCB使用製品については、JESCOの各PCB処理事業所における処分期間までに）PCB廃棄物として処分することが求められます。

PCB特別措置法又は電気事業法の規定に基づき、県内の保管事業者及び所有事業者から県等に届出があったPCB廃棄物及びPCB使用製品の種類別の事業場数、保管量、所有量、処分見込量は、表2-1のとおりです。

PCB廃棄物の処分見込量は、現在保管されているPCB廃棄物に今後PCB廃棄物となるPCB使用製品を加えたものとしており、掘り起こし調査等により今後新たにPCB廃棄物となるものが把握された場合には、順次処分見込量にその量を加えることとします。

表2－1 PCB廃棄物等の保管量、所有量及び処分見込量(平成29(2017)年3月31日現在)

PCB廃棄物等の種類			PCB特別措置法による届出				電気事業法による届出	処分見込量 (E=C+D)
			事業場数	保管量 (A)	所有量 (B)	合計 (C=A+B)		
高濃度	変圧器(トランス)	台	5	10	0	10	0	10
	柱上変圧器(柱上トランス)	台	0	0	0	0		0
	コンデンサー(3kg以上)	台	69	5,739	41	5,780	39	5,819
	その他の機器等	台	3	6	0	6		6
	PCBを含む油	kg	13	76,687	0	76,687		76,687
	コンデンサー(3kg未満)	台	46	5,674	580	6,254		6,254
	安定器	台	297	55,616	1,634	57,250		57,250
	感圧複写紙	kg	2	55	0	55		55
	ウエス	kg	31	1,882	0	1,882		1,882
	汚泥	kg	4	34,441	0	34,441		34,441
低濃度	変圧器(トランス)	台	528	1,989	800	2,789		2,789
	柱上変圧器(柱上トランス)	台	12	22,315	59	22,374		22,374
	コンデンサー(3kg以上)	台	142	1,624	225	1,849		1,849
	その他の機器等	台	187	2,817	248	3,065		3,065
	PCBを含む油	kg	53	28,720	0	28,720		28,720
	コンデンサー(3kg未満)	台	24	3,975	236	4,211		4,211
	安定器	台	0	0	0	0		0
	感圧複写紙	kg	0	0	0	0		0
	ウエス	kg	37	8,065	0	8,065		8,065
	汚泥	kg	7	245,541	0	245,541		245,541
	その他	kg	48	138,626	0	138,626		138,626

※1) 「安定器」は蛍光灯用安定器、ナトリウム灯用安定器、水銀灯用安定器、安定器(用途不明)をいいます。

※2) 「PCBを含む油」は、PCB、変圧器油(トランス油)、熱媒体油、柱上変圧器油(柱上トランス油)、コンデンサー油をいいます。

※3) 「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「汚泥」及び「その他」について、容量で届出されたものは、1リットル=1kgに換算して計上しています。

※4) 「その他の機器等」は、リアクトル、放電コイル、サーボアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器、OFケーブル等をいいます。

※5) 「その他」は、PCBを含む廃水等をいいます。

※6) 電気事業法による届出とは、高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書のことをいいます。

※7) 電気事業法による届出の所有量(D)は、平成30年(2018)3月28日開催の第24回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会で経済産業省産業保安グループ電力安全課より報告のあった台数となります。

2 届出によるP C B廃棄物等の処分予定

平成28(2016)年のP C B特別措置法改正により、P C B廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の様式が変更され、処分予定年月等の記載が追加されました。

また、電気事業法関係法令（電気関係報告規則）も同年に改正され、高濃度P C B含有電気工作物の廃止予定期を記載した高濃度P C B含有電気工作物管理状況届出書を毎年届け出ることが義務付けられました。

これらの届出による高濃度P C B廃棄物等の処分見込量は、表2－2のとおりです。

表2－2 届出による高濃度P C B廃棄物等の年度別処分見込量

PCB廃棄物等の種類	処分見込量	年度別処分見込				
		H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	H31(2019) 年度	H32(2020) 年度	H33(2021) 年度
変圧器（トランス）	台	10	2	2	4	1
柱上変圧器（柱上トランス）	台	0	0	0	0	0
コンデンサー（3kg以上）	台	5,819	469	341	317	75
その他の機器等	台	6	1	0	0	4
PCBを含む油	kg	76,687	1,652	283	400	66,695
コンデンサー（3kg未満）	台	6,254	1,795	1,927	277	2,255
安定器	台	57,250	14,880	8,347	12,065	21,958
感圧複写紙	kg	55	0	0	0	55
ウエス	kg	1,882	179	468	131	1,104
汚泥	kg	34,441	13,600	10	20,831	0
その他	kg	65,391	2,435	3,265	23,322	36,369

※高濃度P C B使用製品（所有量）については、廃棄（廃止）予定期を処分予定期として集計しています。

※P C B特別措置法及び電気事業法に基づく届出で処分予定期及び廃止予定期が不明なものについては、処分期間の末の年度として記載しています。

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保

1 PCB廃棄物の処理体制及び施設整備

(1) 高濃度PCB廃棄物の処理体制及び施設整備

○変圧器・コンデンサー等、廃PCB等

拠点的広域処理施設であるJESCO豊田PCB処理事業所において、PCB廃棄物の大部分を占めている変圧器・コンデンサー等及び廃PCB等を対象に処理が行われており、今後も本県のこれらの高濃度PCB廃棄物については同事業所において処理します。

同事業所の処理施設は、平成17(2005)年9月から稼働を開始し、豊田市内について愛知県内のものから先行して処理が行われました。県内に所在する変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物の処理は、地域を区切り平成20(2008)年度から開始され、平成29(2017)年3月末時点で変圧器は356台、コンデンサーは5,892台が処理されています。今後は、未把握のPCB廃棄物等の掘り起こし調査分を含め、全量をJESCO豊田PCB処理事業所の処分期間内に処理する計画です。

○安定器等・汚染物

西日本における高濃度PCBを含む安定器等・汚染物については、国の基本計画によりJESCO北九州PCB処理事業所での処理が位置付けられているため、本県のこれらの高濃度PCB廃棄物は同事業所で処理します。

県内に所在する安定器等・汚染物の高濃度PCB廃棄物の処理は、平成28(2016)年度から本格的に開始され、平成29(2017)年3月末時点で安定器は57,240kgがJESCO北九州PCB処理事業所に搬入されています。今後、未把握のPCB廃棄物等の掘り起こし調査分を含め、全量をJESCO北九州PCB処理事業所の処分期間内に処理する計画です。

○高濃度PCB廃棄物の処分計画

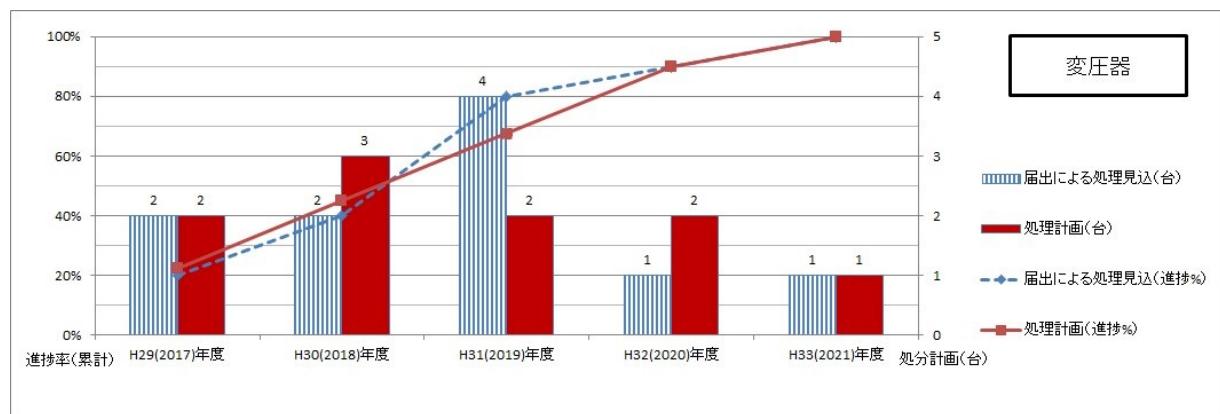
処分期間内に処理を終了するためにも、第2章2の届出によるPCB廃棄物等の処分予定をもとに計画した各年度の処分計画は、表3-1のとおりです。

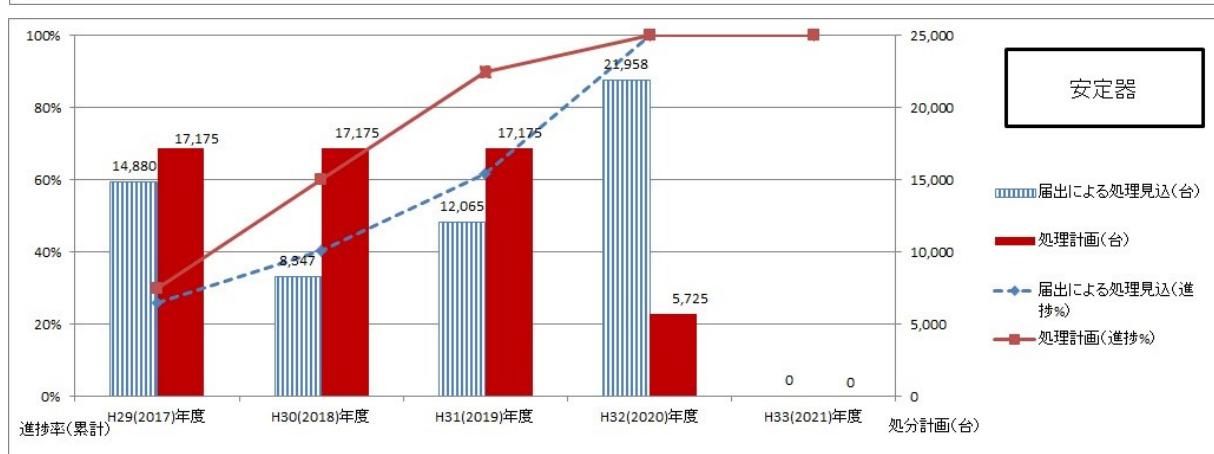
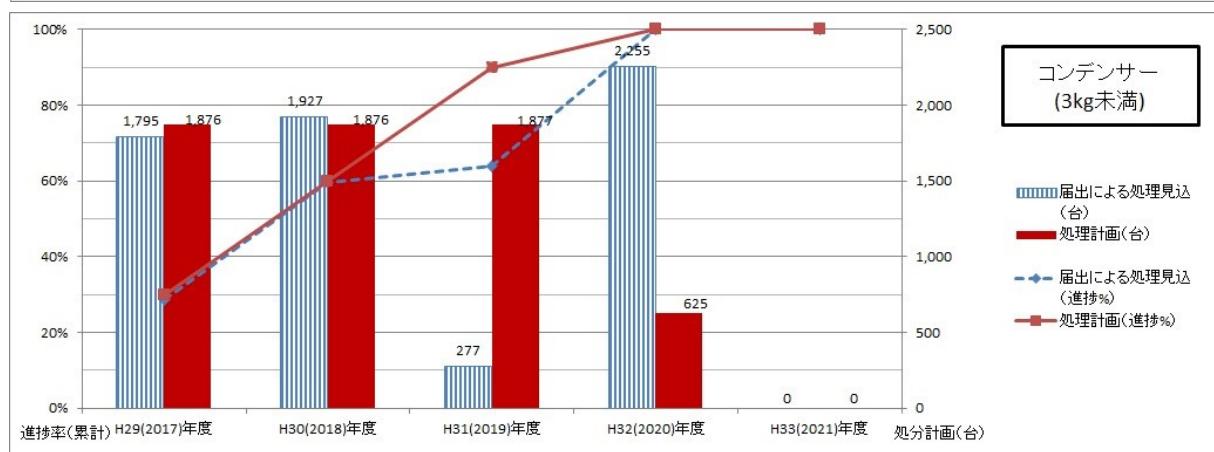
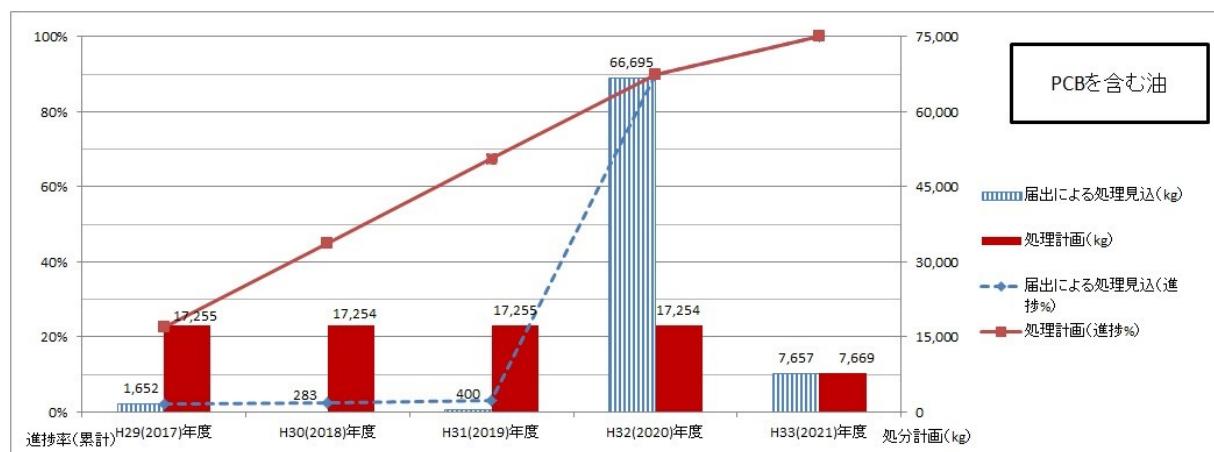
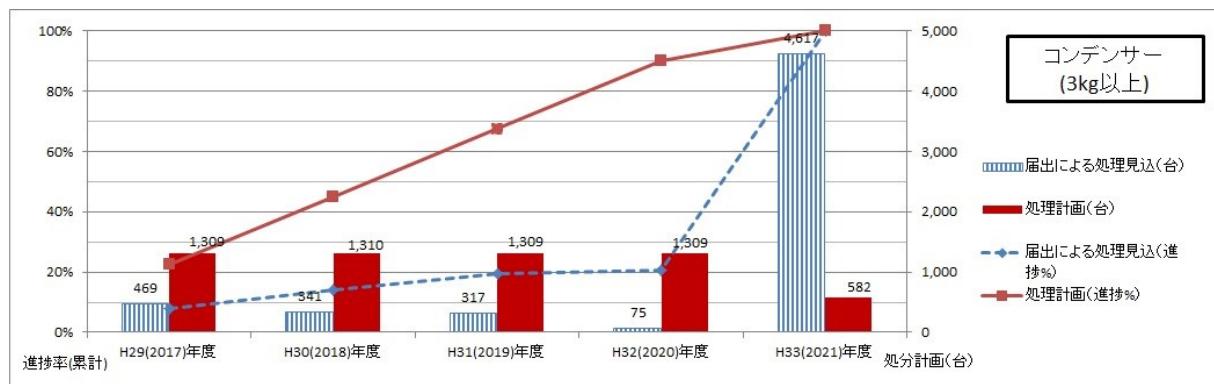
表3－1 高濃度P C B廃棄物等の年度別処分計画

PCB廃棄物等の種類	処分見込量	年度別処分計画										
		H29(2017)年度		H30(2018)年度		H31(2019)年度		H32(2020)年度		H33(2021)年度		
		処分計画	進捗率 (%)	処分計画	進捗率 (%) (累計)							
変圧器（トランス）	台	10	2	22.5%	3	45%	2	67.5%	2	90%	1	100%
柱上変圧器（柱上トランス）	台	0	0	0%	0	0%	0	50%	0	100%	0	100%
コンデンサー（3kg以上）	台	5,819	1,309	22.5%	1,310	45%	1,309	67.5%	1,309	90%	582	100%
その他の機器等	台	6	1	22.5%	2	45%	1	67.5%	1	90%	1	100%
PCBを含む油	kg	76,687	17,255	22.5%	17,254	45%	17,255	67.5%	17,254	90%	7,669	100%
コンデンサー（3kg未満）	台	6,254	1,876	30%	1,876	60%	1,877	90%	625	100%	0	100%
安定器	台	57,250	17,175	30%	17,175	60%	17,175	90%	5,725	100%	0	100%
感圧複写紙	kg	55	17	30%	16	60%	17	90%	5	100%	0	100%
ウエス	kg	1,882	565	30%	564	60%	565	90%	188	100%	0	100%
汚泥	kg	34,441	10,332	30%	10,333	60%	10,332	90%	3,444	100%	0	100%
その他	kg	65,391	19,617	30%	19,618	60%	19,617	90%	6,539	100%	0	100%

※ J E S C O 豊田P C B処理事業所、J E S C O 北九州P C B処理事業所の処理状況及び他府県の処分状況に応じて処分計画が変更することがあります。

【届出による進捗と処分計画との比較】





J E S C O の豊田 P C B 処理事業所及び北九州 P C B 処理事業所における P C B 廃棄物処理事業の概要を表 3-2 及び表 3-3 に示します。

なお、県内事業者から J E S C O 豊田 P C B 処理事業所及び北九州 P C B 処理事業所への高濃度 P C B 廃棄物の搬入量は、表 3-4 のとおりです。

表 3-2 J E S C O 豊田 P C B 処理事業所の概要

項目		内 容
設置場所		愛知県豊田市細谷町3丁目
処理能力 (処理方式)	P C B 分解量 (脱塩素化分解方式)	1. 6 トン／日
処理開始		平成 17 (2005) 年 9 月
計画的処理完了期限		平成 35 (2023) 年 3 月
事業終了準備期間		平成 35 (2023) 年 4 月 ～平成 38 (2026) 年 3 月

※1) 処理能力は、P C B (濃度100%) の分解能力です。

※2) 計画的処理完了期限とは、保管事業者が J E S C O に処分委託を行う期限です。

※3) 事業終了準備期間とは、今後新たに発生する廃棄物や処理困難物への対応及び事業終了のための準備を行う期間です。

表 3-3 J E S C O 北九州 P C B 処理事業所の概要

項目		内 容
設置場所		福岡県北九州市若松区響町1丁目
処理能力 (処理方式)	P C B 分解量 (プラズマ溶融分解法)	10. 4 トン／日
処理開始		平成 21 (2009) 年 7 月
計画的処理完了期限		平成 34 (2022) 年 3 月
事業終了準備期間		平成 34 (2022) 年 4 月 ～平成 36 (2024) 年 3 月

※1) 計画的処理完了期限とは、保管事業者が J E S C O に処分委託を行う期限です。

※2) 事業終了準備期間とは、今後新たに発生する廃棄物や処理困難物への対応及び事業終了のための準備を行う期間です。

表 3-4 県内事業者から J E S C O への高濃度 P C B 廃棄物の搬入量

【J E S C O 豊田 P C B 処理事業所】 (平成 29 (2017) 年 7 月末時点)

変圧器台数	コンデンサー 台数	P C B 油		保管容器
359台	8,775台	163本	44,691.5kg	138箱

【J E S C O 北九州 P C B 処理事業所】 (単位 : k g)

安定器等	小型電気 機器等	感圧紙等	ウエス等	その他の 汚染物	ミカフィルブッシュ ング	総重量
68,579	933	0	254	475	2,340	72,581

(2) 低濃度 P C B 廃棄物の処理体制及び施設整備

低濃度 P C B 廃棄物については、廃棄物処理法に基づき国が認定する無害化処理認定施設又は各都道府県知事等が許可する処理施設で処理を行います。平成30(2018)年1月18日現在、無害化処理認定を受けた事業者は35社、許可を受けた事業者は5社となっています。

【参考 環境省ホームページ・廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設】

(<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)

これら無害化処理認定施設等での処理の状況を把握し、保管事業者への周知及び適切な指導を行い、P C B 特別措置法に定める処分期間の末である平成39(2027)年3月までに処理する計画です。

今後、P C B 廃棄物の掘り起こし調査等を進めることで、無害化処理認定施設等での処理対象物の把握が進む見込みですが、銘板情報ではP C B 含有的有無が確定しない電気機器が多数存在することから、保管事業者や所有事業者に対して分析の実施を促すとともに、不適切に処理されないよう指導していきます。

(3) 企業による自社処理体制及び施設整備

県内の柱上トランスは、ほぼ全量を中部電力株式会社が保管しており、同社は自社の柱上トランスについて、他県の供給区域内から発生したものと併せて、自社の施設で処理しています。これらの処理期間については、中部電力株式会社の処理計画をもとに、平成39(2027)年3月までに全量が処理されることを見込んでいます。

中部電力株式会社の供給区域内（三重県、愛知県、岐阜県、静岡県及び長野県）における柱上トランスの処理予定量等を表3-5に、処理施設の概要を表3-6及び表3-7に示します。

表3-5 柱上トランスの保管量、発生量及び処理予定量（低濃度）

廃棄物の種類	保管量	発生量	処理量	
			～平成28 (2016)年度 (実績)	平成29(2017)年 度～平成 39(2027)年3月
柱上トランス (容器及び部材)	約130,000 台	約130,000 台	約920,000 台	約260,000 台
柱上トランス由來 の微量のP C B を 含む絶縁油	約3,500 t	約14,500 t	約72,000 t	約18,000 t

※1) 数量は、全て中部電力株式会社の供給区域内（三重県、愛知県、岐阜県、静岡県及び長野県）におけるものです。

表3－6 中部電力株式会社の柱上トランス容器・部材の処理施設の概要

項目	内 容
設置場所	愛知県海部郡飛島村東浜3丁目5番地
処理対象	柱上トランスの容器、部材
処理能力 (処理方式)	100トン／日 (溶剤洗浄法)
処理開始	平成20(2008)年5月
処理終了	平成39(2027)年3月

表3－7 中部電力株式会社の微量P C Bを含む絶縁油の処理施設の概要

項目	内 容
設置場所	愛知県名古屋市港区潮見町37番6
処理対象	低濃度P C B絶縁油
処理能力 (処理方式)	22トン／日 (脱塩素化分解方式)
処理開始	平成17(2005)年2月
処理終了	平成39(2027)年3月

なお、三菱化学株式会社四日市事業所（現：三菱ケミカル株式会社四日市事業所）が、場内の専用タンク2基にP C B廃棄物968トン（P C B濃度約50%）を保管していましたが、この処理については、同社が廃棄物処理法に基づくP C B廃棄物処理施設の設置許可を取得し、平成16(2004)年4月12日から無害化処理を開始し、平成17(2005)年5月末に終了しています。

平成18(2006)年3月には、タンクや処理施設の配管等の洗浄を行い、処理を完了していますが、同処理施設の解体や過去の無害化処理に伴い発生した汚染物等の処理が必要なことから、今後は計画的かつ適正に処理が行われるよう指導に努めます。

2 処理体制を確保するための方策

(1) 広域的な処理体制

東海4県の高濃度変圧器・コンデンサー等及び廃P C B等の処理は、J E S C O豊田P C B処理事業所における処理を基本としていることから、県は、その広域的な処理体制を確保するため、関係県市、J E S C O及び国が参加するP C B廃棄物処理に係る東海地区広域協議会等において、必要な調整を行います。また、安定器等・汚染物など、J E S C O豊田P C B処理事業所以外の事業所で処理するものについては、当該事業地区の広域協議会等と協議、調整を行います。

これらの処理施設へのP C B廃棄物の搬入が円滑に行われるよう、保管事業者及び処理業者等の関係事業者に対して、各地区広域協議会での統一的な方針により指導を行います。

(2) 安全かつ効率的な収集運搬体制等

保管事業者は、P C B廃棄物が処理されるまでの間、P C Bの漏えい等により人の健康及び生活環境に係る被害が生じないよう、適正な保管・管理を行うとともに計画的なP C B廃棄物の処分を進めることにより、確実かつ適正な処理体制を確保することとします。

P C B廃棄物を運搬する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び自らP C B廃棄物の運搬を行う者（以下「収集運搬者」という。）は、国が定めた「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」（低濃度P C B廃棄物にあっては「低濃度P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」）に沿った収集運搬、安全管理及び運行管理等を行うとともに、G P Sを利用した車両運行管理システムの整備等により、処理体制の一層の安全性の確保に努めることとします。特に、独自の受入基準が設けられているJ E S C OへのP C B廃棄物の搬入においては、各P C B処理事業所の受入基準を遵守し、安全性を確保することとします。

また、県内各地に少量のP C B廃棄物を保管する事業者が多数存在していることから、保管事業者、収集運搬者及び処分業者等の関係者が連携し、積極的に積み合わせを行うことで収集運搬の効率化を図ることとします。

(3) 収集運搬及び処分における緊急時の対応

P C B廃棄物の収集運搬時における事故等に適切に対応するため、東海地区広域協議会において広域的な緊急連絡体制を整備し、収集運搬者への指導を徹底します。

また、保管事業者及び処理施設における事故等についても、東海地区広域協議会の県市のほか、地元市町、警察、消防等の関係機関、関係事業者が連携し、被害の拡大防止等の応急体制を整備することとします。

なお、他地域についても、同様の枠組みで応急体制の整備を行います。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

1 県の役割

県は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、次の施策を実施します。

(1) PCB廃棄物の実態把握

- 保管事業者に対して、PCB廃棄物の保管状況等の手続きを告知するなど、毎年確実に届出が行われるよう指導を徹底します。
- 今後も新たなPCB廃棄物の発生が想定されることから、PCB使用製品の使用者及び使用を廃止した事業者の把握に努めるとともに、保管状況等の届出指導を行います。
- 未把握のPCB廃棄物等の掘り起こしを行うとともに、濃度不明の機器等について、保管事業者等に分析の実施を促します。
- 県は、県内のPCB廃棄物及び使用製品の保管、使用等の状況を適切に把握し、その全てが計画的処理完了期限内に確実かつ適正に処理されるよう、取り組みます。
- PCB使用安定器の掘り起こしを行うための追加的な調査の作業手順等をとりまとめた「PCB廃棄物等掘り起こし調査マニュアル（第4版）」に基づき、昭和52(1977)年3月以前に建てられた事業用建物の所有者を対象に、PCB使用安定器の掘り起こし調査を行います。調査は、平成30(2018)年度中に完了し、PCB特別措置法に定める処分期間内の確実かつ適正な処理の推進を図ります。

(2) PCB廃棄物の適正処理等の監視、指導

- PCB廃棄物は、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当するため、保管事業者への立入検査を行い、飛散、流出、地下浸透等を防止する措置等、同法に定める保管基準の遵守を確認します。
- PCB廃棄物の紛失や破損等の事故があった場合は「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づき、汚染除去のための応急措置や再発防止対策を講ずるよう指導します。また、保管方法等の改善が必要となる場合は、廃棄物処理法に基づく改善命令等により厳正に対処します。
- PCB特別措置法の目的を達成するため、PCB廃棄物専門員を配置してPCB廃棄物保管事業場、PCB廃棄物の疑いのある廃電気機器等を保管している事業場及びその関係場所に立入するための体制を整備するなどし、PCB廃棄物の適正処理及び処理されるまでの間の適正保管等について指導を行います。
- PCB特別措置法により、PCB廃棄物は平成39(2027)年3月までに適正に処理することが義務付けられています。このことから、保管事業者に対して計画的な処理を実施するよう、立入検査のほか、説明会やインター

ネット等を通じて周知徹底を図ります。

- P C B 廃棄物の収集運搬者に対して、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の処理基準への適合及び国が定めた「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」（低濃度P C B 廃棄物にあっては「低濃度P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」）の遵守を指導します。さらに、高濃度P C B 廃棄物をJ E S C Oの事業所に収集運搬する事業者に対しては、各広域協議会の統一的な基準に沿った指導を行い、積込み及び積下ろし等収集運搬の各段階における安全確保を徹底します。
- 処分期間内または特例処分期限日までに処分されない高濃度P C B 廃棄物については、P C B 特別措置法第12条の規定に基づき保管事業者に対して改善命令を発出し、確実に処理を進めます。また、処分期間内または特例処分期限日までに廃棄されない高濃度P C B 使用製品については、P C B 特別措置法第18条第3項及び同法第20条第2項の規定に基づきP C B 廃棄物とみなしたうえで改善命令の対象とします。
- 改善命令に示した期限までに措置を講じない場合や事業者が破産、死去、相続等に起因して高濃度P C B 廃棄物を処分期間内に処分することが困難となった場合は、必要に応じてP C B 特別措置法第13条の規定に基づき行政代執行を行うとともに原因者に対して費用求償を行います。

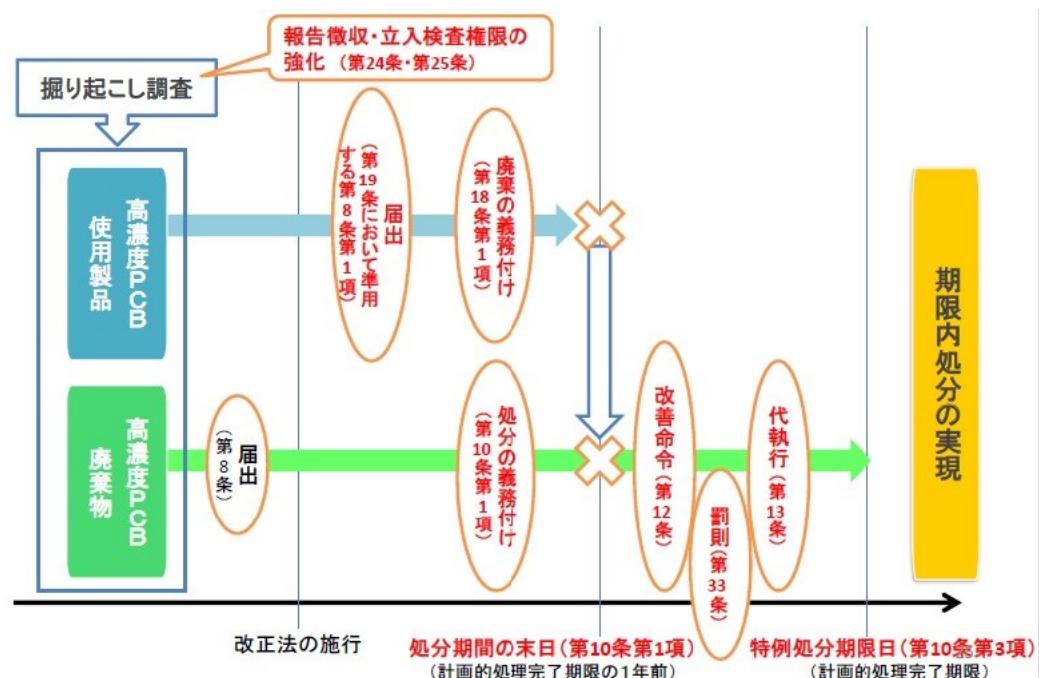


図4－1 高濃度P C B 廃棄物等の期限内処分へ向けてのフロー

(3) P C B 廃棄物の処理の推進

- 高濃度P C B 廃棄物については、J E S C Oの各P C B 処理事業所の処分期間内の処理が求められています。そのため、廃棄物処理計画に基づ

き、平成32(2020)年度末の処分率を90%以上とすることを目標として、関係機関等と連携し、保管事業者に対して重点的に指導又は助言を行い、可能な限り処理を早く終えることで、J E S C OのP C B処理事業所を立地する豊田や北九州の地元の負担の軽減につなげます。

- ・ 県及び県内市町が管理する主な高濃度P C B廃棄物及び高濃度P C B使用製品の保管量、所有量及び処分見込量を毎年度自治体ごとに把握し、公表していきます。
- ・ 保管事業者及び所有事業者の模範となるよう率先して、県及び県内市町が管理するP C B廃棄物等の処分委託及び廃棄を早期に終えるよう管理し、計画的に処理を推進していきます。
- ・ 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の実施計画に基づき支障除去を行っている桑名市源十郎新田事案については、事案地から除去されたP C B廃棄物をP C B特別措置法に基づいて適正な処理を行うなど適切な対応を進めています。

(4) 関係機関、関係事業者等との連携

- ・ 県は、J E S C Oでの処理が円滑に進むように、国、関係都道府県市、J E S C O及び収集運搬業者と調整を図り、計画的に処理を進めます。また、保管事業者等に当該処理施設における処理状況等の情報提供を行います。
- ・ 県は、中部近畿産業保安監督部と連携し、P C B使用製品を使用している事業者に対して早期に代替品に転換するよう指導します。また、P C B使用製品を廃止した事業者に対しては、P C B特別措置法に基づく保管の届出、処分期間内の処理及び廃棄物処理法の保管基準の遵守等を指導します。
- ・ 県は、環境省及び関係都道府県市と連携し、P C B特別措置法及び廃棄物処理法に基づく、保管事業者及び処理業者等への指導、行政処分を厳正に実施します。

(5) P C B廃棄物処理基金による処理の促進

- ・ 廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められており、P C B廃棄物の処理についても、その保管事業者による費用負担で処理されなければなりません。
- ・ しかし、P C B廃棄物を処理する際の経費は高額であることから、中小企業者等の円滑な処理を促進するため、国、都道府県及び産業界の拠出により、P C B廃棄物処理基金が独立行政法人環境再生保全機構に設置されています。中小企業者等がJ E S C Oで変圧器等を処理する場合、中小企業等処理費用軽減制度による支援が受けられます。

- 県は、平成13(2001)年度から毎年この基金に出えんしています。県内のP C B廃棄物の早期処理を促進するため、引き続き基金に出えんしています。

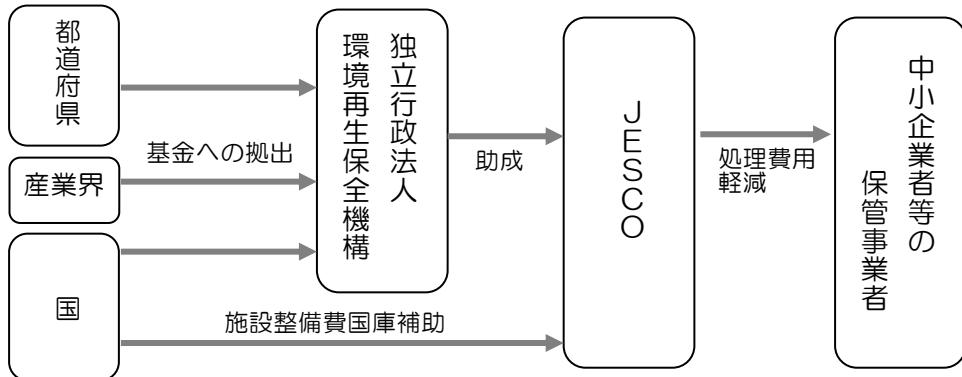


図4－2 中小企業者等の処理費用軽減の概要

- ※1) 一定の要件を満たしている中小企業者等に対して、処理費用の70%の軽減措置があります。
 ※2) 平成26(2014)年4月から、一定規模以下の法人、個人についてもその負担能力を考慮し、軽減措置の対象となりました（最大95%）。

(6) 県民、保管事業者等の理解を深めるための施策の実施

P C B廃棄物の確実かつ適正な処理の推進について、県民、保管事業者及び関係事業者の理解の促進を図るため、県は、パンフレットやインターネット等を活用してP C B廃棄物の性状や処理の安全性確保に関する情報、P C B廃棄物の保管及び処分の状況、並びにP C B廃棄物の計画的な処理に関する情報等を積極的に公開するとともにP C B廃棄物の早期処理の必要性に関する普及啓発を行うなどの施策を実施します。

(7) P C B廃棄物の誤廃棄等防止のための取組

P C B廃棄物の識別を容易にするため、P C B廃棄物に識別のためのシールを貼付し、排出側、引受側双方への注意を促すことで誤廃棄等の不適正処理を防止します。

2 保管事業者及び所有事業者の役割

保管事業者は、P C B特別措置法で定める処分期間内で早期に処理が完了するよう、自ら又はP C B廃棄物無害化処理認定事業者若しくはP C B廃棄物に係る特別管理産業廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）に委託して、確実かつ適正にP C B廃棄物を処理する必要があります。

また、P C B廃棄物を処理するまでの間、P C Bの漏えい等により人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法に定める保管基準に

従いP C B廃棄物を適正に保管しなければなりません。

このほか、保管事業者は、次の事項を履行する必要があります。

- P C B特別措置法に基づき、P C B廃棄物等の保管及び処分等の状況を毎年、知事に届け出る。
- P C B廃棄物の保管から処分に至るまでの業務を適切に行うため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
- P C B廃棄物を処分期間に計画的に処分するため、処分業者と調整を行うとともに、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずる。また、処理に当たっては電子マニフェストの利用に努める。
- 高濃度の変圧器等を20台以上保管・使用する事業者（多量保管事業者）は、P C B廃棄物の処分方法、処分時期、処分量等、P C B廃棄物の計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、県に報告する。また、その計画の内容に変更が生じた場合は、その旨を記載した計画書を県に提出し、円滑な処理の促進を図る。
- P C B廃棄物の安全で効率的かつ計画的な処理を確保するため、国及び県が実施する施策に協力する。

なお、P C B使用製品を使用している事業者にあっては、処分期間内の処理を行うため、早期にその使用を中止し、廃棄物化した後に本項の規定に従う必要があります。

3 収集運搬者の役割

収集運搬者は、P C B廃棄物の収集運搬を確実かつ適正に行うため、次の事項を履行する必要があります。

- 廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の処理基準を遵守するとともに、「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」（低濃度P C B廃棄物にあっては「低濃度P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」）に沿った運搬を行う。
- 収集運搬時の事故等緊急時に適切に対応するため、緊急時の措置、連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するほか、作業従事者への教育及び緊急時を想定した訓練等を実施する。
- 県内のP C B廃棄物の計画的かつ効率的な収集運搬のため、保管事業者、処分業者と十分な連絡調整を行い、運搬車両毎の運行管理を適切に行う。また、J E S C OのP C B処理事業所にP C B廃棄物を搬入する特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあっては、より安全を保つために収集運搬の状況を隨時確認できるG P Sを利用した運行管理システムを整備する。

第5章 その他の事項

1 PCB使用部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、昭和49(1974)年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジ等については、PCBを含む低圧コンデンサーを使用したものがあります。これらのうち、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象となるテレビ及びルームクーラーは、製造者がPCB使用部品を適正に保管・処理する必要がありますが、市町が収集した電子レンジ等については、従来どおり当該家電製品の製造者に部品の取り外しを依頼するなどにより、環境汚染の防止を図ることとします。

(参考)

P C B とは

○ P C B の構造

P C B (polychlorinated biphenyl) とは、炭素と水素からなるビフェニル骨格に塩素が 1 個から 10 個結合した化合物の総称で、その分子に保有する塩素の数や結合位置の違いにより、理論的に 209 種類の異性体が存在します。

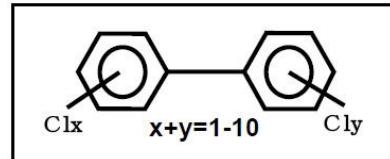


図 1 P C B の構造

○ P C B の性状、用途

水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの物理的性質を有しており、主に油状の物質で、熱で分解しにくく、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有しています。こうした特性から、変圧器、コンデンサーといった電気機器をはじめ、幅広い用途に使用されてきました。

表 1 P C B の主な製品例・使用場所

用 途	製品例・使用場所	
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

(環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル（P C B）使用製品及びP C B廃棄物の期限内処理に向
けて」より抜粋)

○ P C B の毒性

急性毒性は低いが、長期間又は大量に摂取した場合には慢性的な影響として、皮膚・粘膜系へのニキビのような吹き出物や皮膚の黒ずみ等の異常をはじめ、肝臓系、神経系、呼吸器系、内分泌系等に様々な症状が出ると言われています。